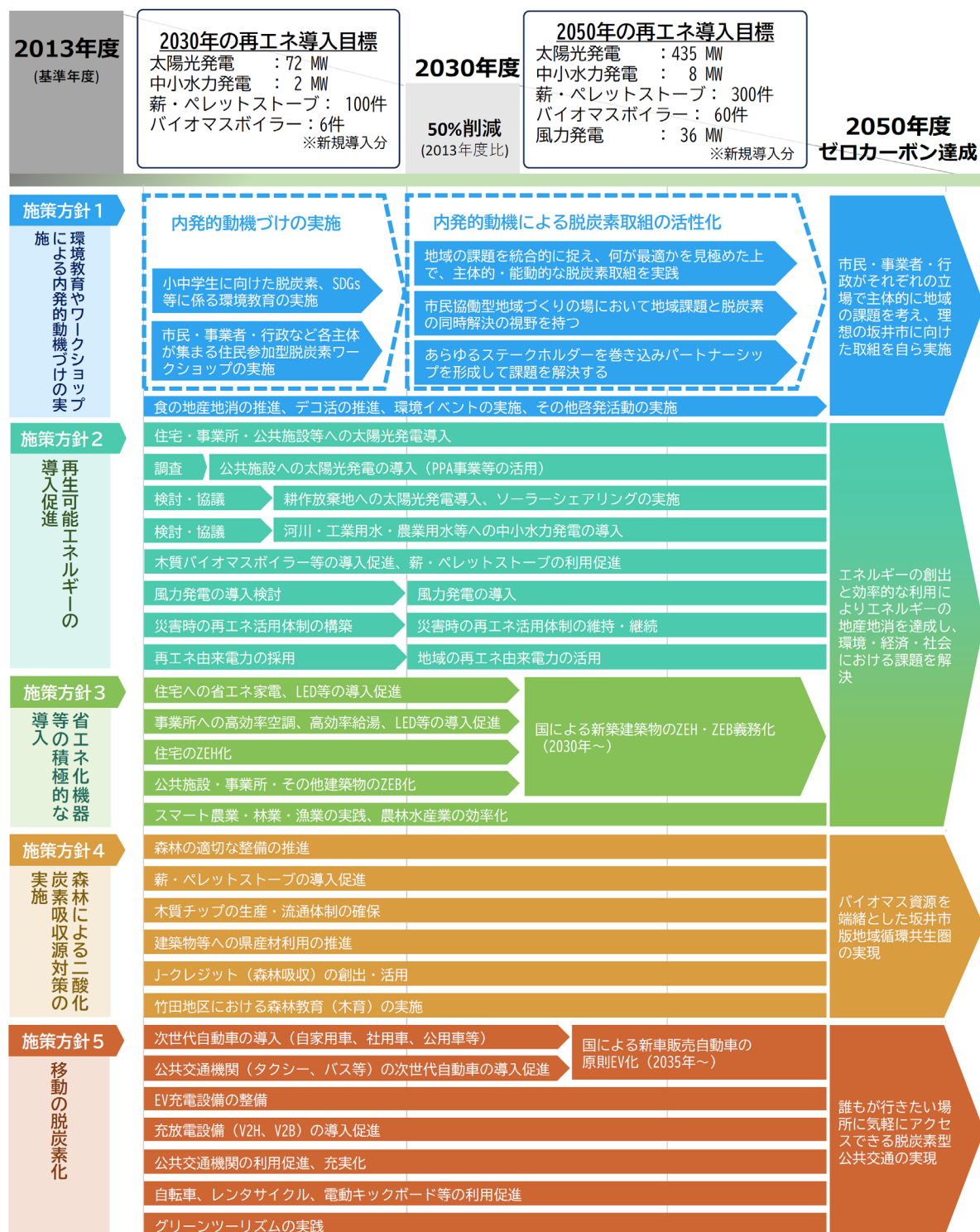


坂井市脱炭素ロードマップは、ゼロカーボンシティを実現するため、本市の地域特性と温室効果ガス排出状況を把握し、再エネの導入やその他の脱炭素の効果を算定し、国・県の示す脱炭素方針や市の現状の環境及びその他関連計画と整合性を図りつつ、坂井市の脱炭素に係る今後の大きな方向性を示すものとして掲げています。

2050 年脱炭素化に向けて、5 つの施策方針をもとに施策・取組を設定し、「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定しました。



坂井市脱炭素ロードマップ

廃棄物処理における脱炭素化に向けた取組は、3R[※]（発生抑制・再使用・再利用）に Renewable（バイオマス[※]化・再生材利用等）を加えた「3R+Renewable の考え方」が基本になります。しかし、廃棄物処理の範囲だけを見ていては社会全体における 2050 年カーボンニュートラルの実現は困難です。

環境省では、今後の廃棄物処理のあり方について地域の資源・産業特性に応じた 5 つのサブモデル（将来像）を示しています。食品廃棄物やプラスチックごみの再資源化をはじめ、地域・社会全体にとって望ましい脱炭素型の資源循環・廃棄物処理のあり方について、長期的なビジョンを見据えて横断的に検討し、必要な取組を進めることが求められています。



資源循環分野からの地域循環共生圏モデル（2050 年に向けたイメージ図）

出典：一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス

⑤ 坂井市災害廃棄物処理計画（令和 6 年 3 月策定）

近年、地震や集中豪雨等による災害が各地で頻発しており、これらに伴い大量に発生する災害廃棄物の処理が被災地の復旧・復興の大きな障害となっています。

本市でも、坂井市国土強靱化地域計画（令和 3 年 3 月策定）において、災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を回避する必要性と重要性が認識されています。

坂井市災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うために必要な基本的事項を示したものであり、4 つの基本方針をもとに平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示した、「坂井市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本市による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

■災害廃棄物発生量について

計画では、福井平野東縁断層帯地震（最大震度 7）が発生した場合の推計結果によると、震災による災害廃棄物は 1,564,959t、津波堆積物は 42,960t 発生し、合計の災害廃棄物発生量は 1,607,919t であり、令和 3 年度の一般廃棄物の年間総排出量の 59 年分に相当します。

水害による災害廃棄物発生量は 190,383t 発生し、令和 3 年度の一般廃棄物の年間総排出量の 7 年分に相当します。

災害廃棄物の発生量の推計結果

災害区分	災害廃棄物発生推計量（t）			一般廃棄物年間総排出量（t/年）	相当年数（年）
	災害廃棄物	津波堆積物	合計		
震災	1,564,959	42,960	1,607,919	27,141	59
水害	190,383	—	190,383	27,141	7

1.7. 計画見直しの考え方

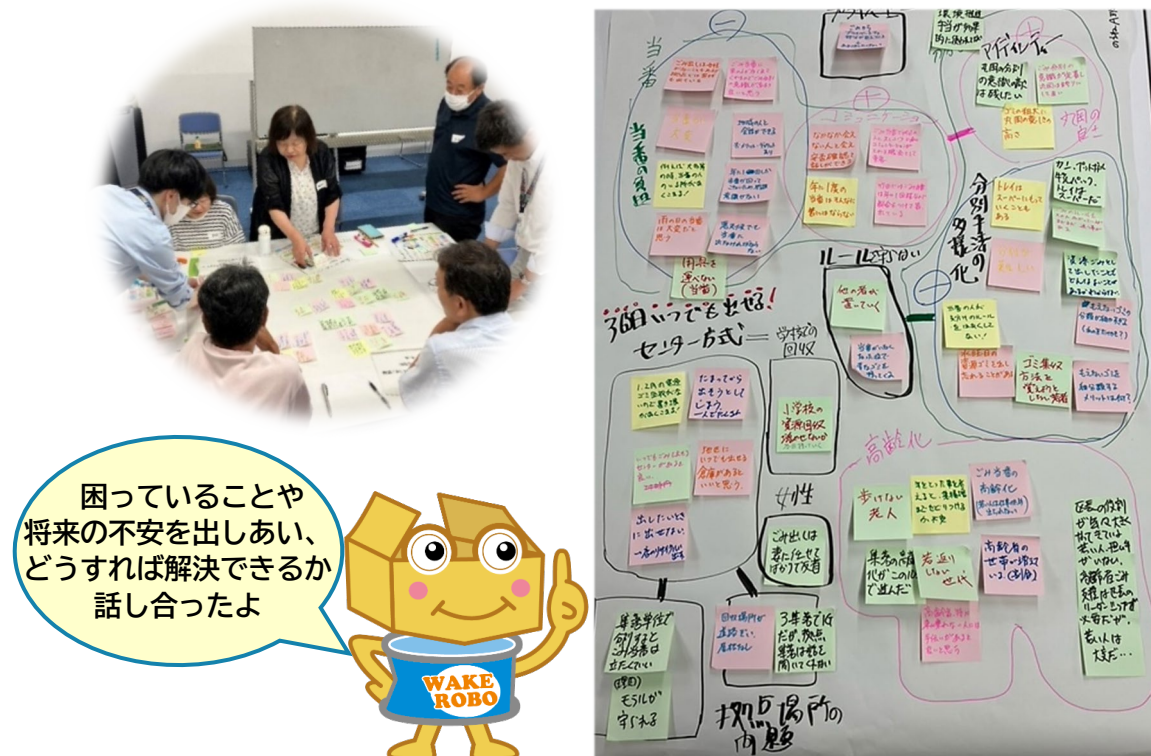
前計画策定（令和2年3月）後の令和2年10月、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。これを受け、本市においても令和3年3月に「第二次坂井市環境基本計画」策定に併せて、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。その後、令和6年3月に「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定し、坂井市の脱炭素に係る今後の方向性を示しています。

今回の計画の見直しでは、本市の脱炭素社会※の実現に向けた取組状況を踏まえ、基本方針の見直しを行っています。

また、令和6年4月よりプラスチックごみの焼却量を削減し、リサイクルを推進するため、プラスチックごみの一括回収を始めたことを受け、計画内容を見直しています。

その一方で、ごみの分別区分や収集方式については、合併以前の旧町での方法が継承されており、令和6年に実施した資源ごみワークショップやごみに関する市民アンケートにおいて、ごみの現状と地域での課題、高齢化等による当番や集積場所への持ち込みが困難になりつつある現状が明らかになったことを踏まえ、回収のあり方等について見直す必要があると考えられます。

この他、各施策について、取組状況を検証するとともに、国・県の動向を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。



R6 資源ごみワークショップ（ごみの現状と課題）の様子とご意見の例

1.8. 計画の構成

本計画の構成は以下のようになっています。

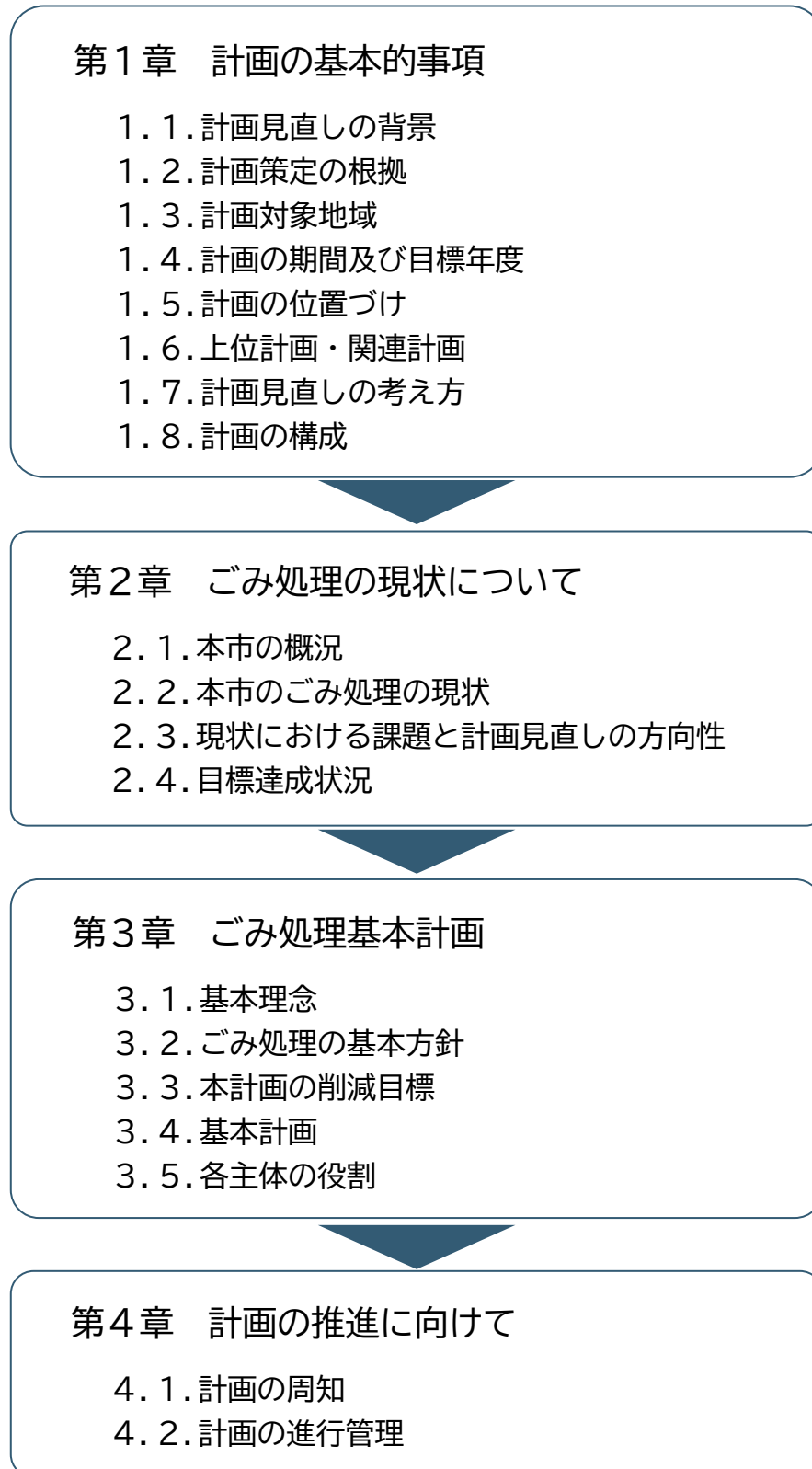


図1-2 第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画の構成